



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 上原成商事株式会社
代表者名 取締役社長 上原 大作
(コード番号 8148 東証第二部)
問合せ先 取締役副社長 上原 晋作
TEL 075-212-6007

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、定款第 31 条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設し、併せて条数の繰下げを行うものです。なお、定款第 31 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現行定款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役との責任限定契約)
第 31 条～第 48 条 (条文省略)	第 31 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
	第 32 条～第 49 条 (現行どおり)

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）

以 上